

2. 研究活動に係る不正行為の防止等に関する体制

職員等の研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為等」という。）を防止するとともに、不正行為等が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するため、「北海道教育大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規則」（平成18年規則第51号。以下「不正行為の防止等規則」という。）に基づき、学長を中心とした次のような運営・管理体制を組織しています。

